

実施年月日	令和5年6月5日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長（中村 修君） それでは、議案32号から第44号までの13件を一括いたしましたして提案理由をご説明申し上げます。

議案第32号、取手市印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、電子署名等に関わる地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、コンビニエンスストア等の多機能端末機における印鑑登録証明書の発行について、従来のマイナンバーカードを用いる方法に加えて、スマートフォンに記録された電子証明書を用いる方法による発行が可能となることを踏まえ、市においても必要な措置を講ずるほか所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第33号、取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行されたことに伴う、人事院規制の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に感染した方の移送・搬送作業等、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急に行われた作業に関わる特殊勤務手当の特例を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第34号、取手市税条例の一部を改正する条例であります。本件につきましては、国の法改正を踏まえ、次の4点について必要な改正を行うものであります。1点目は、森林環境税及び森林環境譲与税に関わる——に関する法律の施行に伴い、市町村において個人住民税均等割と合わせて一人1,000円を徴収するものであります。2点目は、道路交通法の一部を改正する法律及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令において、新たに定義された特定小型原動機付自転車に該当する電動キックボード等に関わる軽自動車税種別割の税額を2,000円とするものであります。3点目は、燃費・排ガス不正行為に関わる税制上の再発防止策の強化として、不正により生じた納付不足額に関わる納税義務を、当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げるものであります。4点目は、個人市民税に関わる給与所得者の扶養親族等申告等について、記載事項の簡素化ができるようにするものであります。

議案第35号、こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。本件につきましては、令和5年4月1日にこども家庭庁が設置されたことに伴い、関する内閣府——内閣府令及び厚生労働省令が改正されたことに向け、所要の文言の整理を行うため、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

議案第 36 号、取手市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、市営南住宅の用途廃止に伴い本条例から削除を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 37 号、取手市火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、対象火気設備等の位置・構造及び管理並びに対象火気器具の器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、電気自動車等の電池を充電する急速充電設備の全出力の上限を撤廃するとともに、所要の設備がなされたことを踏まえ、本市においても同様の措置を講ずるため、本条例の一部を廃止するものであります。また、健康増進法改正により、喫煙所標識の設置が必要になったことから、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 38 号、市道路線の認定についてであります。本件につきましては、開発行為により市に帰属された道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものであります。議案第 39 号、5 社総交公区第 1 - 1 号駅前交通広場整備工事その 4 の請負契約の締結についてであります。本件につきましては、歩行者主導線にシェルター施設を設置し、合わせて、電線共同溝、汚水、水道等のライフライン設備を整備するため、本契約を締結するものであります。

議案第 40 号、取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第 2 期）請負契約の締結についてであります。市では児童の安全かつ快適な教育環境を確保するため、令和 4 年度から令和 7 年度にかけて、取手市白山小学校の長寿命化改良工事を実施しております。本件につきましては、その第 2 期工事として、校舎の増築工事及び放課後子どもクラブ室新築工事等を実施するため、本契約を締結するものであります。

議案第 41 号、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得についてであります。櫛木消防署に配備されている水槽付消防ポンプ自動車は、運用開始から 22 年が経過し経年劣化が見られる状況となっております。近年、大規模化・多様化する災害への対応に加え、自然災害による広域応援の対応も求めた——求められている状況において、さらなる装備の充実を図り、緊急時における迅速、確実な消防活動をもって市民の安全を守る目的で、最新の機能を搭載した車両に更新するため、本契約を締結するものであります。

議案第 42 号、消防団ポンプ自動車の取得についてであります。取手市消防団第四分団に整備されている消防ポンプ自動車は運用開始から 28 年が経過し、経年劣化が見られる状況となっております。近年、増加する自然災害に対し、円滑な消防団活動に当たれるよう、最新の機能を搭載した車両に更新するため、本契約を締結するものであります。

議案第 43 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（3 号）についてであります。補正予算額規模は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 5 億 207 万 2,000 円を増額し、予算総額を 415 億 4,439 万 6,000 円とするものであります。今回の歳出予算の補正内容は、新型コロナウイルスワクチン接種推進事業であります。新型コロナウイルスワクチン接種について、国は、特例臨時接種の期限、期間を令和 6 年 3 月 31 日まで延長し、令和 5 年度にもおいても、自己負担のないワクチン接種を継続することとなりました。この決定に伴い、国か

ら、令和5年度のワクチン接種の枠組みが示されたことから必要な経費について補正予算を計上しております。次に、歳入予算の主な補正内容といたしましては、事業に伴う財源として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を初めとした、国県支出金を計上しております。

議案第44号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第4号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9億360万9,000円を増額し、予算総額を424億4,800万5,000円とするものであります。今回の歳出予算の主な補正内容は、大きく3点でございます。1点目は骨格予算に対する肉付け事業であります。当初予算を骨格予算として編成したことに伴い、当初予算への計上を見送った政策的な事業、総額で5億7,673万6,000円を計上しております。主な事業といたしまして、取手庁舎の照明LED化改修工事を初めとした公共施設整備事業や、市内5路線の市道改良事業、4地区の排水整備事業などを実施いたします。2点目は、国、県等から財源が見込まれることとなった事業であります。結婚生活支援事業や、移住——移住推進事業、キャッシュレス決済導入事業などを初めとした、国県などからの補助金や助成金の交付が見込められることから、事業について予算を計上しております。3点目は、当初予算編成後に生じた状況変化に対応するための経費であります。空き店舗活用事業補助金を初め、当初予算編成時には見込んでいなかった状況変化に伴い、必要となった経費について予算を計上しております。歳入予算の主な補正内容といたしましては、歳出事業のそれぞれに伴う国県等の補助金や、地方債などを計上するほか、補正予算の財源調整として、財政調整基金を繰入れしております。第2表、債務負担行為補正につきましては、事務用ノートパソコン使用料など4件を追加するものであります。第3表、地方債補正につきましては、都市排水路整備事業など4件を追加し——するとともに、市道整備事業、合併特例債の限度額を変更するものであります。

続きまして、承認第2号から第6号までの5件を一括いたしまして提案理由を説明申し上げます。なお、これら5件につきましては、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

承認第2号、取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、国の法改正を踏まえ、次の4点について必要な改正を伴うものであります。1点目は、地方税法施行規則の改正に伴い、既に導入済みの固定資産税、軽自動車税に加え、法人市民税、たばこ税等の納付書について、QRコードを導入するものであります。2点目は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに関わる税額の減額措置制度の創設に伴い、改正をするものであります。3点目は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、特例期間を3年間延長するものであります。4点目は、優良住宅地の造成等のために土地を——土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得に関わる市民税の課税の特例について、適用期限を延長するものであります。

承認第3号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、国の法改正により、バス事業者がEV、電気自動車、バ

スの導入のために取得した変電充電設備等に寄与する土地に関わる都市計画税を軽減する特例制度が創生されたことを踏まえ、市においても、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

承認第4号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、国民健康保険法及び地方税法の改正を踏まえ、国民健康保険税の後期高齢者支援金等賦課税に関わる賦課限度額の引上げや、被保険者均等割額を軽減する所得判定基準の拡充に関わる改正を行うほか、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による減免措置に関わる改正を行うものであります。

承認第5号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免措置が令和4年度末まで終了することに伴い、当該——当該減免措置について、令和4年度以前の年度分の保険料であって、納付期限が令和6年3月31日まで定められているものを加える改正で行うものであります。

承認第6号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億2,527万6,000円を増額し、予算総額を410億4,232万4,000円とするものであります。補正予算の内容は大きく2点でございます。1点目は、マイナポイント事業の再延長への対応であります。国は令和5年3月31日にマイナポイント第2部のポイント申込期限を再度延長し、令和5年9月末までとしました。これに伴い、取手庁舎と藤代庁舎で実施しております。申込み支援業務も延長することになるため、追加経費の予算措置が、急遽必要となったものであります。2点目は、低所得者の子育て世帯への生活支援特別給付金給付事業であります。国は令和5年3月28日に、低所得の子育て支援に対して、子ども1人当たり5万円の特別給付金を給付する、子育て世代生活支援特別給付金事業の実施を閣議決定しました。その後、その後の国からの通知において、可能な限り早期の給付が求められていることから、実施に要する経費の予算措置が急遽必要となったものであります。

続きまして、報告1号から第7号までの7件を一括して提案理由を説明申し上げます。

報告第1号、令和4年度取手市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、取手駅構内エレベーター整備事業補助金に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

報告第2号、令和4年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、アルコール検知器購入事業など33件の繰越事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告上げるもので——申し上げますものであります。

報告第3号、令和4年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越し計算書についてであります。本件につきましては、北浦川谷中5号橋、仮称、相橋、架け替え負担金及び桑原地区整備推進事業について、事故繰越しに係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。報告第4号、令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書を

調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

報告第5号、令和4年度公益**社団法人【「社団法人」を「財団法人」に発言訂正】**取手市文化事業団決算報告書並びに令和5年度公益**社団法人【「社団法人」を「財団法人」に発言訂正】**取手市文化事業団事業計画についてであります。本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項に基づき、公益**社団法人【「社団法人」を「財団法人」に発言訂正】**取手市文化事業団より報告を受け、議会に報告申し上げます。

報告第6号、2022年度公益**社団法人【「社団法人」を「財団法人」に発言訂正】**取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに2023年度公益**社団法人【「社団法人」を「財団法人」に発言訂正】**取手市健康福祉医療事業団事業計画についてであります。本件につきましては、地方自治法第243条の3、第2項の規定に基づき、公益**社団法人【「社団法人」を「財団法人」に発言訂正】**取手市健康福祉医療事業団より報告を受け、議会に報告申し上げます。

報告第7号、令和4年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和5年度一般財団法人取手市農業公社事業計画についてであります。本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般**社団法人【「社団法人」を「財団法人」に発言訂正】**取手市農業公社より報告を受け、議会にこの報告を申し上げます。以上、25件につきまして御説明を申し上げます。提出した議案につきまして、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。また、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。ここで、令和5年4月1日に着任しました3名の部長及び消防長の御紹介をさせていただきます。福祉部長、健康増進部長、都市整備部長、消防長の順に、自己紹介により御紹介させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○福祉部長（彦坂 哲君） 貴重なお時間をいただきありがとうございます。本年4月1日付け、福祉部長を拝命しました彦坂と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進部長（渡来真一君） 同じく、4月1日付け、健康増進部長を拝命いたしました、渡来と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○都市整備部長（浅野和生君） 4月1日より、都市整備部長を拝命いたしました、浅野と申します。今後ともよろしくお願いいたします。

○消防長（岡田直紀君） 同じく4月1日付けで、消防長に拝命されました、岡田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（鈴木文江君） 以上となります。我々同様引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは改めまして、議員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。これより、令和5年第2回取手市議会定例会に上程させていただく各議案につきまして、それぞれの所管部長から御説明させていただきます。それでは、総務部所管についてご説明申し上げます。

議案第32号、取手市印鑑条例の一部を改正する条例についてです。本件につきまして

は、印鑑登録証明書の交付申請に当たり、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、これまでのマイナンバーカードに加え、マイナンバーカード所持者がスマートフォンに電子証明書を搭載することが可能となるため、コンビニエンスストア等の多機能端末機でスマートフォンを利用した印鑑登録証明書の交付手続きが行えるように、本条例の一部を改正するものです。

続きまして、議案第 33 号、取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてです。本件につきましては、5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行され、国において、人事院規則の改正により、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急に行われた作業に対する特殊勤務手当の特例が廃止されたことを踏まえたものです。取手市では、令和2年3月2日以降、新型コロナウイルスへの感染リスクを抱えながら、厳しい勤務環境と緊迫した雰囲気の中で作業に当たっていた職員、例えば、ウイルスに感染した方の移送・搬送作業に従事した消防職員などに対し、4,000円の範囲内で規則において定める額の特殊勤務手当を支給してまいりましたが、このたびの国の動きを踏まえ、取手市におきましても、特殊勤務手当の特例を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。以上となります。

○財政部長（田中英樹君） 財政部長の田中でございます。議案第 34 号、取手市税条例の一部を改正する条例における4点の改正内容について、御説明いたします。なお、今回の改正は、国の法改正を踏まえ市においても所要の措置を講ずるために行うものであります。1点目は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴うものでございます。令和6年度から、国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と合わせて、1人年額1,000円を徴収するものであります。2点目は、特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴うものであります。道路交通法の一部を改正する法律、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令において、一定の電動キックボード等について現行の原動機付自転車から区分して、特定小型原動機付自転車が新設されたことにより、この特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とするものであります。3点目は、自動車の燃費、排ガス不正行為に係る税制上の再発防止策の強化に伴うものであります。令和4年3月以降に発覚した一部メーカーによるトラック、バス用エンジンの燃焼、排ガス試験不正は、環境性能により優遇を行う税制措置の根幹を揺るがすものであります。そのため、税制上の再発防止策として、不正により生じた納税不足額の納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納税不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げるものであります。4点目は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡素化するものであります。給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができるものとするものであります。以上でございます。

○福祉部長（彦坂 哲君） 福祉部長の彦坂でございます。続きまして、議案第 35 号、こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整理に関する条例について、御説明を申し上げます。今回の改正は、こども家庭庁の設置に伴い、市の条例が基準としている法令が改正された

ことを受け、所要の文言の整理を行うものです。取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、及び取手市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例が、関連する条例となります。具体的な内容といたしましては、これまで2つの条例において厚生労働大臣としていた文言を内閣総理大臣に、同省令を同令に改める改正を行うものです。以上が、議案第35号、こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整理に関する条例についての御説明となります。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。建設部所管の議案第36号、取手市営住宅条例の一部を改正する条例、こちらにつきまして御説明いたします。議案書2ページを御覧ください。小文間地先の市営南住宅におきましては、令和4年8月末日をもちまして、残る1棟の居住者の方が退去したことにより、市営住宅としての役割を終えたことから、南住宅の用途廃止を進めるため、本条例別表から削除するものです。なお、今回の用途廃止に併せ、本定例会提出議案、議案第44号、一般会計補正予算第4号にて、南住宅解体に要する工事請負費として1,005万4,000円を計上し、用途廃止後速やかに建物解体が行われるよう準備を進めてまいります。

議案第36号、取手市営住宅条例の一部を改正する条例について、こちらの説明は以上となります。

○消防長（岡田直紀君） 消防本部の岡田です。議案第37号、取手市火災予防条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。今回の一部改正は、電池容量が大きな電気自動車や電動バスなどの普及に向けて、総務省消防庁で立ち上げた急速充電設備の規制の在り方検討部会において、現在、変電設備等として取り扱っている200キロワット以上の急速充電設備について、新たな火災危険性が確認できないという検討結果を踏まえ、急速充電設備の全出力の上限を撤廃する、対象火気設備等の位置、構造及び管理、並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める政令——省令が改正されました。これを受けて、本市においても、当該省令基準に従い同様の措置を講ずるほか、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。また、劇場、映画館、一定規模以上の物品販売店舗などの喫煙所に、標識の設置を定めているところですが、健康増進法が改正され、同様に標識の設置が必要になったことから、異なる法令で重複する標識の設置が必要となることへの対応のほか、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。説明は以上となります。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。議案第38号、市道路線の認定について、御説明いたします。本件につきましては、開発行為により市に帰属された道路、井野地区1路線について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。議案書1ページの表と2ページの位置図並びに3ページの認定図を併せて御覧ください。路線名は、1-4751号線で、県道取手谷中線、青柳北交差点の北西側に位置する路線です。起点は井野字下沼3515番5、終点は井野字下沼3517番2、延長は33.3メートル、幅員は最大で9.69メートル、最小で5.00メートルでございます。議案第38号、市道路線の認定については以上となります。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。続きまして、議案第39号、5

社総交公区第1－1号駅前交通広場整備工事その4の請負契約の締結について御説明いたします。御手元にお配りしております議案書を御覧ください。新しい交通広場の開通に向けて、昨年度に引き続き、駅前交通広場整備工事を発注し、その請負契約の締結について議決を求めるものでございます。今回の工事の内容といたしましては、A街区側の交通広場の歩道部分にバスシェルターを設置するほか、駅前交通広場から都市計画道路3・4・37号線にかけて、上水道、下水道の敷設工事、さらには、電線共同溝の敷設工事を実施する――実施するものでございます。契約内容につきましては、入札調書を御覧ください。請負者は、常総・上田特定建設工事共同企業体です。契約金額は3億294万円で、請負率は98.68%でした。契約期間につきましては、議会議決の日の翌日から令和5年12月25日となります。以上、議案第39号、5社総交公区第1－1号駅前交通広場整備工事その4の請負契約の締結について御説明を申し上げます。

○教育部長（井橋貞夫君） 教育委員会、井橋です。議案第40号、教育総務課所管の取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第2期）請負契約の締結について御説明いたします。初めに、契約事項について御説明いたします。請負業者は、赤塚平沢特定建設工事共同企業体です。契約金額は9億4,869万5,000円で、落札率は98.83%でした。次に、工事の概要について御説明いたします。工事の概要としましては、議案書2ページの契約についての説明資料に記載のとおり、白山小学校において、構造体の長寿命化やライフラインの更新、また省エネ化やライフサイクルコストの低減、多様な学習環境に対応するための長寿命化改良工事を、令和4年度から令和7年度にかけて実施いたします。令和5年度は、第2期工事といたしまして、校舎の増築工事、放課後子どもクラブ室の新築工事等を行います。工事の実施に当たりましては、工事車両が学校周辺道路を通行させていただくこととなりますが、現場付近には、適宜、誘導員を配置し、細心の注意を払って行います。さらに、児童の登下校の時間帯については、工事車両の搬出入を制限するとともに、学校敷地内においては、児童動線と作業現場との区画を明確にして安全確保を行います。また、騒音や振動を伴う工事を実施する際には、低騒音の機械を使用するなど、周辺への影響には十分配慮して工事を進めさせていただきます。以上でございます。

○消防長（岡田直紀君） 消防本部の岡田です。議案第41号、42号について御説明させていただきます。初めに議案第41号、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得についてであります。今回更新いたします車両は、櫛木消防署に配備して22年が経過した水槽付消防ポンプ自動車を更新するものです。特徴としましては、水量の確保が困難な状況や、多量の消火用水による2次被害が懸念される状況において、少量の水で効果的な消火活動を可能にする圧縮空気泡消火装置を搭載している車両としております。また、複雑多様化する災害事案や地震等による広域災害に迅速かつ効果的に対応できるよう最新の車両となっております。

続きまして、議案第42号、消防団ポンプ自動車の取得となります。更新いたします車両は、東一丁目・二丁目地区を管轄する第4分団が使用する運用開始から28年が経過したポンプ自動車となります。更新車両は高効率かつ軽量で耐久性を備えたポンプと、放水や給水の状況が容易に監視できるディスプレイが設置されるなど、安全で安定した操作が

可能となっております。また、キャビンを除く全体を全面シャッターとし、積載品、器具類等の劣化防止、そして、盗難防止にも効果がある仕様の最新の車両であります。地域防災を担う消防団のポンプ自動車を更新することで、地域防災力の向上が図られるとともに、消防団のモチベーションの向上にもつながり、複雑多様化する災害に対し、迅速かつ的確な消防活動が期待されるところです。説明は以上となります。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。議案第 43 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算第 3 号につきまして、御説明いたします。御手元の令和 5 年度一般会計 6 月補正予算案の概要の 1 ページを御覧ください。今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種推進事業につきまして、令和 5 年度において必要な経費を計上しております。中段でございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 5 億 207 万 2,000 円を増額し、予算総額を 415 億 4,439 万 6,000 円とするものです。補正予算の詳しい内容については、議案書に基づき担当部長から御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○健康増進部長（渡来真一君） 健康増進部、渡来です。議案第 43 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）の健康増進部、保健センター所管の歳入歳出についてご説明申し上げます。歳入に関しましては、歳出と合わせて御説明させていただきます。それでは、歳出の御説明をいたします。補正予算書 5 ページを御覧ください。4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、予防接種に要する経費であります。新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費として、5 億 207 万 2,000 円を増額しております。令和 5 年 3 月の厚生科学審議会におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種の特例臨時接種が、令和 6 年 3 月末まで延長となり、春開始接種と秋開始接種の対象者がそれぞれ示されたことから、市としての接種体制を確保するため、補正予算として計上するものです。令和 5 年度の春開始接種対象者は、初回接種を完了した 65 歳以上の方、5 歳から 64 歳で基礎疾患を有する方、医療従事者及び高齢者施設等の従事者、5 歳から 11 歳のオミクロン株対応ワクチン未接種者となっており、秋開始接種対象者は、5 歳以上の全ての方となっております。市といたしましては、ワクチン接種の迅速かつ円滑な運営を図るため、取手市医師会の先生方の御協力をいただきながら、接種希望者が接種できる体制を整えるための主な経費といたしまして、個別及び集団巡回予防接種委託料、コールセンター業務委託料、集団接種会場の運営等を行う従事者の派遣委託料、集団接種会場設営委託料等を計上しております。あわせて、歳入に関しましては、補正予算書 4 ページでございます、国庫支出金、県支出金、諸収入によりまして、歳出と同額の 5 億 207 万 2,000 円を計上しております。以上が、議案第 43 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算第 3 号の御説明となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。次に、議案第 44 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）につきまして御説明いたします。先ほどの、令和 5 年度一般会計 6 月補正予算案の概要、3 ページを御覧ください。今回の補正予算の基本的な考え方ですが、大きく 3 点ございます。1 点目に、令和 5 年度当初予算を骨格予算として編成したことに伴い、当初予算への計上を見送った政策的な事業、2 点目に、国県等からの特定

財源の交付が見込まれることとなった事業、3点目に、その他、当初予算編成後の状況の変化に対応するための経費、以上、三つの考え方にに基づき、補正予算を計上しております。中段でございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億360万9,000円を増額し、予算総額を424億4,800万5,000円とするものです。続きまして、補正予算の内容について御説明させていただきます。説明は、歳入、歳出、債務負担行為、地方債の順で、各担当部長から行います。また歳入のうち、歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に、合わせて御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。それでは、初めに、財政部所管の歳入歳出予算の補正内容を御説明いたします。議案書の7ページを御覧ください。下段の19款繰入金、2項基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整により2億4,222万7,000円を増額するものです。同じくその下の公共施設整備基金繰入金は、取手庁舎の照明器具LED化工事や、取手グリーンスポーツセンターの施設改修などに、合計で2,653万円を充当するものです。その下のふるさと取手応援基金繰入金は、空き店舗活用事業補助金に273万円を充当するものです。次に、議案書8ページ中段の22款、市債です。2目、土木債の市道整備事業債は、米ノ井地区の道路排水工事に1,040万円を充当するものです。その下の都市排水路整備事業債は、藤代地区の雨水排水整備事業に610万円を充当するものです。その下の合併特例債は、5路線の道路改良事業、稲地区の雨水排水整備事業、グリーンスポーツセンター及び戸頭公民館の施設整備事業に、合計で4億4,210万円を充当するものです。その下の公共施設等除却債は、市営南住宅の解体工事に900万円を充当するものです。その下の認定こども園整備事業債は、光風台幼稚園へ交付する施設整備費補助金に580万円を充当するものです。その下の脱炭素化推進事業債は、取手庁舎の照明器具LED化工事に9,900万円を充当するものです。次に、23款、自動車取得税交付金は31万9,000円を計上しております。こちらは、令和4年3月に発覚した国内自動車メーカーの自動車の排ガス燃費性能試験不正行為に伴い、国の燃費評価取消しの行政処分が行われたことで、過去に納税された自動車取得税に不足が生じ、県に納入される金額の一部が市に交付されることとなったものです。続きまして、歳出でございます。議案書9ページ中段を御覧ください。第2款総務費、1項、総務管理費の庁舎の管理に要する経費は、昨年度、実施設計を行いました。取手庁舎の照明器具LED化工事として1億1,000万円を計上しております。こちらは、取手市役所本庁舎、新庁舎、議会棟などの蛍光灯照明器具をLED照明に更新することで、消費電力の低減とそれによる温室効果ガスの排出抑制を図るものでございます。なお、この工事の財源につきましては、先ほど御説明しました、脱炭素化推進事業債9,900万円、公共施設整備基金繰入金1,100万円となります。次に、10ページ下段の過年度国県支出金等過誤納返還金は、令和3年度から4年度にかけて実施した住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金事業及び住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金事業の実績額が確定したため、既交付額のうち超過分を返還するものです。家計急変世帯への給付が生じることを見込んで予算を積算し、2事業合わせて約19億1,150万円の国庫補助金の交付を受けたところ、実績額が約17億2,990万円となったことから、その超過分である約1億8,160万円を返還いたします。財

政部所管の説明は以上でございます。

○総務部長（鈴木文江君） 続きまして、総務部所管の補正予算についてご説明申し上げます。補正予算書8ページ、21款、諸収入、6項、雑入、5目、雑入、4節、総務費雑入、専従職員に係る共済費につきまして説明させていただきます。この4月より、2年を期間として、本市職員を自治労茨城県本部に専従職員として派遣しておりますが、その給料及び手当につきましては、派遣先である自治労茨城県本部の全額負担となっております。共済組合負担金については、茨城県市町村職員共済組合の定めにより、派遣元である市も一部を負担することとされておりますが、共済組合の納入方法について、市が自治労の負担金も——負担分も合わせて一括納付する形をとるよう規定がありました。これにより、一旦共済組合負担金の全額を市から納付した上で、自治労負担分を歳入で受ける必要があるため、今回、歳入の補正予算として150万円を計上するものです。次に、利根川水系県南水防事務組合派遣事務費につきまして、説明させていただきます。この4月より、本市職員を利根川水系県南水防事務組合に派遣しておりますが、人件費については県南水防事務組合の全額負担となりますので、市が本人に支払った給与等の人件費を負担金として県南水防事務組合から歳入で受け入れることとなります。職員の派遣を決定した時期が遅れ、当該負担金を受け入れるための歳入予算を当初予算に計上できなかったことから、今回、歳入の補正予算として615万円を計上するものです。次に、補正予算書10ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、8目、電算組織管理費の電算OA化等に要する経費、1,067万4,000円の増額についてです。一つ目は、証明書等の発行窓口、キャッシュレス決済導入のため、キャッシュレス決済の導入業務委託料として897万4,000円。キャッシュレス端末設置や決済手数料として、71万3,000円を増額するものです。市民課、課税課、藤代総合窓口課、取手駅前窓口、取手支所、戸頭窓口の6か所にキャッシュレス専用端末を設置し、利便性の向上を図ります。また、取扱件数の多い市民課、課税課、藤代総合窓口課、取手駅前窓口の4か所につきましては、自動釣銭機も合わせて導入し、現金支払い時の効率化を図るものです。なお、本事業につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、事業費の2分の1が交付される予定です。二つ目は、事務処理用パソコン20台の賃貸借のため、使用料及び賃借料として98万7,000円を増額するものです。事務処理用パソコンは、原則、正規職員及び再任用職員1人1台、会計年度任用職員は、勤務日数や事務内容から、必要に応じて対応しております。令和5年度に任用された職員が、前年度と比較し増加したこと。また、あらゆる場面でパソコンの使用が必須となっているため、会計年度任用職員のパソコン使用希望が想定以上に増えております。さらに、故障による交換や臨時的に使用するために確保すべき予備機の在庫も不足しているため、20台を賃貸借により確保するものです。続きまして、補正予算書の7ページを御覧ください。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1、総務費国庫補助金、個人番号カードの交付事務費補助金につきまして、マイナンバーカード普及促進のためのマイナポイント事業により、マイナンバーカード交付申請数が増加しております。窓口交付業務の増加により、会計年度職員を1名増員するための人件費及び住民基本台帳ネットワークシステム端末の暗証番号入力用のタッチモニターを1台増設することによるシステム使用料、合わせて

225万4,000円を、事務費交付金として増額するものです。

続きまして、補正予算書の11ページを御覧ください。2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務に要する経費につきましては、先ほどの歳入の中でも説明させていただきましたが、マイナンバーカード交付申請の増加に伴い交付端末を増設するため、新たに暗証番号入力用タッチモニターを新規リースするため、3万1,000円を増額するものです。なお、増額分は、国の補助金、補助率10分の10に相当する金額を充当いたします。

続きまして、個人番号事務に要する経費につきましては、こちらも先ほどの歳入の中でも説明させていただきましたが、マイナンバーカード交付申請の増加に伴い、会計年度任用職員を1名増員するための人件費として、222万3,000円を増額するものです。こちらにつきましても、増額分は国の補助金、補助率10分の10に相当する金額を充当いたします。以上、総務部所管についてご説明申し上げます。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 政策推進部、齋藤です。政策推進部所管の補正予算についてご説明申し上げます。補正予算書9ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、7目、企画費、シティプロモーションに要する経費となります。現在運用中のシティプロモーションサイト、程よく絶妙とりでの仕様サーバーの強制アップデートに伴いまして、主要プログラムの更新業務委託料として77万円を増額補正するものでございます。続きまして、新婚生活支援事業に要する経費となります。内閣府の地域少子化対策重点推進交付金を活用して行う、新婚世帯への支援事業として、1,205万4,000円を計上しております。結婚して市内で新生活をスタートさせようとする世帯を対象として、住宅取得または賃貸、引っ越し費用など、市民生活のスタートアップに係る費用を補助するものとなります。対象となる世帯の条件にもよりますが、実費に対して、最大で60万円の補助となり、住まいとして取手を選んでいただき定住につなげていきたいと考えております。財源については、予算額のうち、補助金部分の1,200万円に対しまして、3分の2に当たる800万円が内閣府から補助されます。

続きまして、補正予算書10ページ、移住推進事業に要する経費となります。東京圏からのアクセスのよさや、緑豊かで生活環境に恵まれた取手市の魅力を、東京メトロ主要駅を中心に配布されるフリーペーパーや、移住に興味をお持ちの方向けの会員サイトで発信していく事業で、200万円を計上しております。この情報発信事業により、都内に通勤・勤務されている方々に、住まいの選択肢としての、取手市の認知度を向上させていくものでございます。一般財団法人地域活性化センターから全額助成を受けて実施するものでございます。続きまして、補正予算書18ページ、9款、教育費、5項、社会教育費、1目、社会教育総務費、市民会館・福祉会館管理運営に要する経費として52万2,000円を計上しております。福祉会館の水道で使用する揚水ポンプ、くみ上げポンプでございまして、こちらが漏水しておりまして、早急な修繕が必要となったため、補正予算を計上するものでございます。

続きまして、同一ページ最下段、アートのあるまちづくり推進に要する経費として、1,177万3,000円を計上しております。立体作品を自分の好きな角度から見ることができ

るとりでバーチャル美術館——通称とばびと呼んでおりますが、こちらは魅力とりで発信課が使用しているサーバーを共有して運用しているため、使用プログラムの更新を、程よく絶妙サイトと足並みをそろえて実施する必要があります。そのため、市所蔵美術作品3Dサイト更新業務委託料として、42万4,000円を計上するものです。また、取手アートプロジェクト実行委員会が今年度実施する、ウェルビーイングを広げる文化芸術創造拠点形成事業及び郊外型アーツ・センター実践プロジェクトに対し、補助額が決定したため、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金500万円と文化庁の文化芸術振興費補助金634万9,000円を計上するものです。なお、本事業の歳入については、7ページ、15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、6目、教育国庫補助金の文化芸術振興費補助金で634万9,000円。8ページ、21款、諸収入、6項、雑入のコミュニティ助成事業助成金で500万円を計上しております。政策推進部所管は以上です。

○福祉部長（彦坂 哲君） 福祉部、彦坂です。続きまして、議案第44号、令和5年度取手市一般会計補正予算第4号のうち、福祉部所管分についてご説明申し上げます。12ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費の中国残留邦人支援事業に要する経費は、中国残留邦人支援給付システム改修委託料149万6,000円を計上しております。本年10月以降の生活保護基準の見直しに伴い、現在使用している支援給付システムの改修を行うものであります。この歳出増に伴う歳入としまして、国庫補助金に同額の149万6,000円を計上しております。次に、2項、児童福祉費の子ども・子育て事業に要する経費は、子ども・子育て事業計画ニーズ調査委託料、233万2,000円を計上しております。令和7年度から11年度を計画期間とする、第三期子ども子育て支援事業計画を策定するに当たり、ニーズ調査を委託により実施するものであります。

続きまして、民間保育園運営に要する経費ですが、光風台幼稚園改修工事に必要な経費を補助するため、認定こども園整備費補助金、2,189万7,000円を計上しております。園舎は昭和54年に建築されており、水回りの老朽化が著しく、児童用のトイレが狭く湿式です。感染症対策も含め、面積を広げ、乾式とし、同時に手洗いも自動水栓に交換するものです。なお、この歳出増に伴う歳入としまして、国庫補助金1,459万8,000円、市債、認定こども園整備事業債580万円を計上しております。次に、13ページを御覧ください。3項、生活保護費の生活保護事務に要する経費は、生活保護システム改修委託料149万6,000円を計上しております。本年10月以降の生活保護基準の見直しに伴い、現在使用しているシステムの改修を行うものであります。この歳出増に伴う歳入として、国庫補助金74万8,000円を計上しております。福祉部所管は以上となります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。続きまして、まちづくり振興部所管の補正予算について御説明いたします。補正予算書は13ページになります。6款、商工費、1項、商工費の空き店舗活用事業に要する経費、390万円を増額計上しております。本事業につきましては、空き店舗の利用を通じてまちのにぎわいづくりを推進し地域経済の発展に資するため、空き店舗を活用して事業活動を行う者に対し、店舗改装費、または、店舗賃借料の一部を補助するものです。当初予算編成後、新規で補助金申請者が増加したことから、今後新たに補助金申請が発生した際に不足が生じる恐れが

あるため、家賃補助2件分、店舗改装費補助3件分の390万円を計上しております。以上、まちづくり振興部所管の補正予算になります。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。建設部所管の補正予算につきまして、御説明いたします。補正予算書は14ページ中段を御覧ください。7款、土木費、2項、道路橋梁費、21、街路灯の維持管理に要する経費、令和4年度に実施したLED防犯灯交換の際に、リース会社におきまして、防犯灯ポールの健全度の確認を行ったところ、48本の防犯灯ポールにおいて腐食等が発生しており、今後転倒する恐れがあることから、早急な交換を実施するため、修繕料として391万3,000円を増額しております。同じく補正予算書14ページ中段です。20、道路維持補修に要する経費、米ノ井地先市道1-2320号線の道路排水を流末となる市道側溝に接続するため、新たに埋設管を敷設するに当たり、令和4年度に水路用地の買収が完了いたしました。令和5年度は埋設管敷設工事を実施するため、工事請負費として1,398万1,000円を増額しております。なお財源といたしまして、市道整備事業債1,040万円を充当しております。また、当該事業は、令和5年度当初予算への計上を見送った政策的な事業を、今回の補正予算で計上するものです。補正予算書は14ページ下段から15ページになります。2項、道路橋梁費、20、道路改良に要する経費、5路線で実施する道路改良事業で、合わせて3億4,254万4,000円を計上しております。当該5事業に関しましても、令和5年度当初予算への計上を見送った政策的な事業を、今回の補正予算で計上するものです。まず1点目の(2)小文間市道5148です。県道取手東線から福永寺方向へ向かう延長約200メートルの区間において道路改良事業を進めるに当たり、路線測量を実施するため、委託料として507万1,000円を計上しております。二つ目は(16)、井野団地外周道路、市道0115号線他です。令和5年度の工事区間は、UR都市機構、取手井野第2団地付近の井野雨水幹線横断箇所から、取手駅方向へ直進し、ブドウ畑の手前を左折した後、団地2丁目停留所先のT字路まで延長約250メートルの区間、工事請負費として8,910万円を計上しております。三つ目は(31)戸頭荒屋敷市道2241号線ほかです。道路拡幅に伴う工作物立木等の物件移転補償費として、2,235万6,000円を計上しております。四つ目は、(40)井野台4丁目市道3276号線ほかです。井野台三丁目25の27地先から井野台四丁目26の3地先まで、延長約160メートルの区間における工事請負費並びに電柱移設補償料として、合わせて6,800万8,000円を計上しております。最後に5点目の(42)井野弁才天市道0203号線（「井野弁才天市道0203号線」を「米ノ井弁才天市道0203号線」に発言訂正）です。国道294号から医師会病院へ向かう市道のうち、狭隘箇所である米ノ井雨水幹線横断部の前後、延長約220メートルの区間における工事請負費並びに用地代、電柱移設補償費として、合わせまして1億5,800万9,000円を計上しております。なお、当該道路改良事業5路線の財源として合併特例債を充当しております。

補正予算書16ページ中段から17ページ上段を御覧ください。3項、都市計画費、2720稲雨水幹線は、西二丁目地内市道1-2548号線の冠水対策として、令和3年度から令和4年度にU型側溝布設工事を実施した延長約680メートルの区間における舗装復旧に要する工事請負費として、4,860万9,000円を計上しております。財源といたしまして合併特

例債を充当しております。続きまして、3項、都市計画費、2756 藤代地区雨水排水は、藤代小林住宅地内における排水施設の改修に要する設計業務委託料として、826万1,000円を計上しております。財源といたしまして、都市排水路整備事業債610万円を充当しております。次に、3項、都市計画費、2774 下高井水砂雨水排水は、相野谷川の源流に位置する下高井水砂地区における市道や県道の浸水を緩和するため、現況調査などを行う基本設計業務委託料として、1,508万1,000円を計上しております。なお、排水対策課所管の当該3事業におきましても、令和5年度当初予算への計上を見送った政策的な事業を今回の補正予算で計上するものです。

続きまして、補正予算書17ページ中段を御覧ください。7款、土木費、4項、住宅費、20、市営住宅管理に要する経費は、委託料、工事請負費合わせて1,399万6,000円を計上しております。最初に、敷地測量業務委託料394万2,000円につきましてですが、既に市営住宅の用途として廃止し、解体が完了している旧宮和田住宅跡地、並びに、旧舟山住宅跡地につきましては、行政財産から普通財産に公有財産の所管替えを行い、売却に向けた準備を進めているところです。売却に当たりましては、土地の境界を明らかにする必要があるほか、取手市道や市指定道路の分筆が一部発生することから、敷地測量に要する経費として委託料を計上するものです。

続いて市営住宅解体工事費1,005万4,000円です。市営南住宅におきましては、令和4年8月をもちまして、最後の入居者が退去したことにより、市営住宅としての役割を終えました。当該住宅は昭和40年に建設され、木造住宅の耐用年数である30年を大幅に超過しており、老朽化も著しく、台風などの強風による倒壊などが危惧されております。さらには、住宅周辺が樹木に覆われており、不審者による不審火であったり、住宅の不法占拠等の発生が懸念され、防犯上の観点からも速やかに解体工事が実施できるよう、南住宅2棟解体に要する経費として、工事請負費を計上するものです。こちらの財源といたしまして、公共施設等除却債900万円を充当しております。建設部所管の補正予算は以上となります。一部発言を訂正させていただきます。先ほど道路建設課の道路改良事業の御説明の際に、(42) 井野弁才天と申し上げましたが、正式には、米ノ井弁才天市道020号線と—03号線となります。訂正をさせていただきます。失礼いたしました。以上です。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。続きまして、都市整備部所管についてご説明申し上げます。16ページを御覧ください。7款、土木費、3項、都市計画費、分庁舎の管理に要する経費、分庁舎非常用階段改修工事です。都市整備部、こども発達センター、青少年センター、防災倉庫の複合施設として利用されている分庁舎の施設維持保全のため、老朽化が進んでいる緊急時避難用の外階段改修工事として、464万2,000円を計上しております。なお、歳入につきましては公共施設整備基金を417万円充当しております。都市整備部所管は以上でございます。

○教育部長（井橋貞夫君） 教育委員会、井橋です。教育委員会所管の歳出についてご説明申し上げます。最初に、補正予算書17ページ下段から18ページ、9款、教育費、2項、小学校費、3目、学校建設費の小学校施設整備に要する経費は、戸頭小学校の校舎にバリアフリートイレの整備、段差解消のための校舎出入口スロープ等の設置を行い、児童・教

職員など誰もが支障なく学校生活を送ることができるようにするためのバリアフリー改修工事に向けた実施設計業務委託料、232万1,000円を計上するものです。なお、財源につきましては、学校施設整備基金208万円、一般財源24万1,000円を計上しております。

続きまして、補正予算書18ページ、9款、教育費、3項、中学校費、3目、学校建設費の中学校施設整備に要する経費は、藤代南中学校の校舎に各会議へ、バリアフリースイールの設置を含めたエレベーター等の新設を行い、生徒、教職員など、誰もが支障なく学校生活を送ることができるようにするため、エレベーター設置工事に向けた実施設計業務委託料350万円を計上するものです。なお、財源につきましては、学校施設整備基金315万円、一般財源35万円を計上しております。

続きまして、補正予算書19ページ、9款、教育費、5項、社会教育費、2目、公民館費の公民館施設整備に要する経費、5,247万円につきましては、戸頭公民館の空調設備が平成14年の改修工事から20年が経過し、毎年、不具合が生じて修繕にて対応している状況でございます。令和4年度の12月補正で実施設計を予算計上し、事業を進めておりました。今回、概算工事費が歳出出来たことから、工事費を予算計上するものです。なお、財源につきましては、合併特例債4,980万円及び公共施設整備基金繰入金267万円を計上しております。同じく補正予算書19ページ、4目、文化財保護費の文化財保護に要する経費は、茨城県指定文化財である長禅寺三省堂で、外壁の一部に経年劣化を確認しました。この補修事業に対して、4月14日付けで、茨城県教育委員会から所有者への補助金交付の内定を受けましたので、取手市指定文化財等補助金交付要綱に基づき、合わせまして、取手市も補修事業に補助金を交付するため、計上するものです。総事業費が204万4,000円で、茨城県県費補助金が、補助率2分の1で102万2,000円、市補助金が県費を除いた事業費の2分の1の額、51万1,000円となります。

続きまして、補正予算書20ページ、9款、教育費、6項、保健体育費、1目、保健体育総務費の中学校運動部活動地域移行に要する経費です。地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備することにより、子どもたちの多様な体験機会を確保するとともに、学校教員の働き方改革を推進し学校教育の質の向上を図るため、当初予算に計上しておりましたが、その後、国・県からの補助金及び委託金の内示額の確定及び事業内容が確定したため、56万4,000円を増額補正するものです。なお財源につきましては、国・県それぞれ地方スポーツ振興費補助金として5万円、運動部活動地域移行実証事業再々委託料として142万円、地域運動部活動参加保険料本人負担分として4万円を計上しております。今後の中学校運動部活動地域移行の取組につきましては、取手市部活動地域移行推進協議会を設置し、事業方針等について協議してまいります。また、令和5年度モデル校事業としまして、7月から藤代中学校と藤代南中学校の野球部及び剣道部の休日の部活動について、合同の活動として、地域クラブ活動を実施していく予定としております。

最後に、補正予算書20ページ下段から21ページ、9款、教育費、6項、保健体育費、2目、体育施設費の取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費の下水道接続工事実施設計委託料は、令和2年度、3年度において、取手地方広域下水道組合により、公共下水道の本管工事が行われ、令和4年度には投資施設敷地内に公共枡の設置が行われた

ことから、施設の排水を公共下水道に接続するため、346万5,000円を計上しております。また、財源につきましては、公共施設整備基金繰入金311万円を計上しております。

続きまして、機械室躯体調査業務委託料につきましては、取手グリーンスポーツセンター地下機械室の床が令和4年9月に崩落したことから、緊急を要するため、令和4年度予備費で応急的な対応を取らせていただきました。今回、破損状況を調査することが必要であるため、498万3,000円を計上しております。財源につきましては、公共施設整備基金繰入金448万円を計上しております。

続きまして、同じく2目、体育施設費の工事請負費のエレベーター改修工事につきましては、現在稼働中の油圧式エレベーターは、開館時に設置したもので、33年が経過しており、不具合が発生した場合には、修繕が不可能となるため、新たにロープ式エレベーターに更新するため、2,200万円を計上しております。財源につきましては、公共施設整備基金繰入金110万円、合併特例債2,090万円を計上しております。教育委員会所管の歳出に関する説明、及び歳入歳出の予算の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。続きまして、第2表、債務負担行為補正について、説明させていただきます。こちらにつきましては、令和5年度6月補正債務負担行為設定資料を用いて、各所管部長から説明させていただきます。まず、総務部所管について説明いたします。ナンバー1、事務用ノートパソコン使用料です。事務用ノートパソコン使用料につきましては、事務のデジタル化に伴い、パソコンを必要とする職員が増加し、予備機の在庫も不足している状況のため、新たに20台をリースするものについてですが、複数年のリース契約を予定しているため、債務負担行為を設定するものです。期間は令和5年度から令和10年度まで、限度額は1,085万8,000円となります。

続きまして、ナンバー2、キャッシュレス決済導入業務委託につきましては、証明書等の発行窓口を設置するキャッシュレス専用端末の導入業務委託について、一部サービス利用料が複数年にわたることから、債務負担行為を設定するものです。期間は令和5年度から令和7年度までですが、経費は導入初年度に一括して支払うため、限度額はゼロ円となっております。

続きまして、ナンバー3、使用料、住民基本台帳ネットワークシステム暗証番号入力用タッチモニター使用料です。本業務につきましては、マイナンバーカード交付者数の増加に伴う窓口業務に対応するため、新たに暗証番号入力用タッチモニター1台を新規リースするため、債務負担行為の設定を行うものです。期間は令和5年から令和8年まで、限度額は13万8,000円となります。総務部所管につきましては、以上です。

○福祉部長（彦坂 哲君） 福祉部、彦坂です。続きまして、福祉部所管の債務負担行為補正についてご説明申し上げます。債務負担行為設定資料4番、第三期子ども子育て支援事業計画策定業務委託、限度額312万4,000円です。令和7年度から11年度を計画期間とする第三期子ども子育て支援事業計画を策定するに当たり、2年間で委託期間として一括契約するため、令和5年度から令和6年度までの期間で債務負担行為を設定するものとなります。債務負担行為補正の説明は以上となります。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。続きまして、5ページを御覧ください。第3表、地方債補正は、先ほど歳入で御説明いたしましたとおり、都市排水路整備事業など4件を追加するとともに、市道整備事業債、合併特例債の限度額を変更するものです。以上が、議案第44号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第4号）の説明となります。

続きまして、承認第2号、取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、主な改正点4点について御説明いたします。今回の改正は、国の法改正を踏まえ、市においても所要の措置を講ずるため行うものです。最初に、地方税の納付における地方税統一QRコードを用いた電子納付について御説明いたします。地方税法施行例——施行規則改正に伴い、既に導入済みの固定資産税、軽自動車税等に加え、法人市民税、たばこ税等の納付書についても、QRコードを導入するための改正となります。2点目は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設についてです。こちらは改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等、一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕控除を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度の建物に係る固定資産税を3分の1減額するものです。3点目は、軽自動車税種別割のグリーン化特例の適用期限の延長についてです。こちらは、より環境性能のよい車両の普及を後押しする観点から、グリーン化特例の適用期限を3年間延長するものです。4点目は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の特例についてです。こちらについては適用期限を令和8年度まで延長するものです。以上が、承認第2号、取手市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての説明となります。

続きまして、承認第3号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、御説明いたします。国の法改正による、バス事業者が路線の維持に取り組つたEVバスを導入する場合における、変電、充電設備等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設となります。地域公共交通の確保に取り組む一般乗合旅客自動車運送業者が、カーボンニュートラル等への対応として、EVバスを導入するために、充電設備等の償却資産を取得した場合、当該充電設備等及び、その用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税を軽減する特例措置が創設されたことに伴い改正するものとなります。以上が、承認第3号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての説明となります。

○健康増進部長（渡来真一君） 健康増進部、渡来です。承認第4号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、ご説明申し上げます。取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましましては、国民健康保険税の賦課限度額と軽減措置、新型コロナウイルス感染症に関する減免措置の3点の改正です。まず、賦課限度額につきましましては、地方税法施行例の一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布されたことに伴いまして、国民健康保険税条例の一部を改正し、国民健康保険税の賦課限度額について、後期高齢者支援金分を現行の20万円から22万円に引き上げるものです。なお、医療保険分の65万円と、介護納付金分17万円につきましましては据置きとし、合

計金額としましては、現行の102万円から104万円に引き上げるものとなります。次に、国民健康保険税の軽減措置につきましては、低所得者に対し被保険者均等割額を軽減する所得判定基準を拡充し、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減については、現行の28万5,000円から29万円に、2割軽減については、現行の52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げるものです。以上2点につきましては、令和5年2月16日開催の第2回取手市国民健康保険運営協議会でも御審議いただき、委員の皆様より御承認をいただいたところでございます。

次に、令和2年度から実施している新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免措置については、減免措置に対する国の財政支援が令和4年度までで終了することが厚生労働省より示されたことを受けて、当該減免措置について令和4年度以前の年度分の国民健康保険税であって納期限が令和6年3月31日までに定められているものを加える改正を行います。なお、本件につきましては特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。承認第4号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○福祉部長（彦坂 哲君） 福祉部、彦坂です。続きまして、承認第5号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明いたします。取手市介護保険条例においては、令和2年2月1日から令和5年3月31日が納期限の介護保険料について、新型コロナウイルス感染症に感染して、世帯の主たる生計維持者が死亡した場合や、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した場合等に対する介護保険料の減免についての特例措置を定めております。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に引き下げられ、減免に対する国の財政支援の特例措置が令和4年度までで終了するため改正するものです。この特例措置は、令和5年3月末に資格を取得したことにより、令和5年4月以降の期間に、普通徴収の納期限が到来するものの減免を行った場合も、財政支援の対象となることから、納期限を令和6年3月31日までに定められているものとしています。なお本件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。以上が、承認第5号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての御説明となります。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。続きまして、承認第6号、取手市一般会計補正予算第2号の専決処分の承認につきまして、御説明いたします。御手元に議案書と併せまして令和5年度一般会計4月14日専決補正予算の概要をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。本件につきましては、マイナポイント事業の再延長への対応と、低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金給付事業について、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、4月14日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。補正予算の規模は既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,527万6,000円を増額し、予算総額を410億4,232万4,000円とするものです。

それでは、補正予算の内容について、担当部長より御説明いたします。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。令和5年度取手市一般会計補正予算（第2号）の補正予算書について、4ページを御覧ください。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金につきまして、国がマイナポイント第2弾の申込み期限を令和5年5月末から9月末に再度延長したことにより、現行予算では、申請サポート窓口の開設期間を、6月中旬までしか実施して——実施できないことや、現在の案内に熟知した人員による窓口体制を維持するためには、早期に契約を行う必要があったため、1,340万2,000円を増額補正し、専決処分をさせていただいたものです。続きまして、補正予算書の5ページを御覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費、8目、電算組織管理費、電算・OA化等に要する経費につきましては、先ほど歳入の中での説明と重複いたしますが、国がマイナポイント第2弾の申込期限を令和5年5月末から9月末に再度延長したことにより、現行予算では、申請サポート窓口の開設期間を6月中旬までしか実施できないことや、現在の案内に熟知した人員による窓口体制を維持するためには、早期に契約を行う必要があったため、マイナポイント申込み及びマイナンバーカード交付申請支援業務委託料、1,305万3,000円、消耗品費、印刷製本費として14万9,000円、通信運搬費として20万円の合計1,340万2,000円を増額補正し、専決処分をさせていただいたものです。なお、増額分につきましては、国の補助金、補助率10分の10に相当する金額を充当いたします。以上、総務部所管になります。

○福祉部長（彦坂 哲君） 福祉部、彦坂です。続きまして、承認第6号、福祉部所管の御説明を申し上げます。5ページからとなります。3款、民生費、2項、児童福祉費です。子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する経費について、1億1,187万4,000円を計上いたしました。既に報道等でも御存じのとおり、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に大きく受ける低所得の子育て世帯に対し、生活支援として、児童1人当たり5万円の給付金の支給に関して必要な経費を計上いたしました。3月分及び4月分の児童扶養手当を受給するひとり親世帯等については、国からの通知において、5月末までの給付を求められていたことから、4月14日付けで専決処分を行い、準備を進め、5月30日、31日の両日に振り込みを行っております。6月からは申請分に対する給付となりますが、順次、振込を行ってまいります。給付金の内訳としましては、6ページ・7ページを御覧ください。独り親世帯分の給付金が5,500万円で、支給見込み数を771世帯、1,100人と見込んでおります。その他世帯分の給付金が5,000万円で、支給見込み数を625世帯、1,000人と見込んでおります。なお、財源として国費が入るため、この歳出増に伴う歳入として、国庫補助金として1億1,185万4,000円、諸収入、雑入に2万円を計上いたしました。以上が、承認第6号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についての御説明となります。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。続きまして、報告第1号、令和4年度取手市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書につきまして御説明いたします。御手元にお配りしております議案書を御覧ください。こちらにつきましては、継続費を設定している事業であります、取手駅構内エレベーター整備事業補助金に係る繰越計算書を調製いたし

ましたので、御報告するものでございます。続きまして、報告第2号、令和4年度取手市一般会計予算の繰越し明許費に係る繰越し計算書につきまして御説明いたします。御手元にお配りしております議案書を御覧ください。こちらにつきましては、アルコール検知器購入事業など33件の繰越事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第3号、令和4年度取手市一般会計予算の事故繰越に係る繰越計算書につきまして、御説明いたします。こちらにつきましては、県営事業の北浦川谷中5号橋、仮称、相橋架替事業及び桑原地区整備推進事業に不測の日数を要したことから、事故繰越を行ったものであります。これに伴い、事故繰越に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。続きまして、都市整備部所管の報告第4号、令和4年度取手市取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越し明許費に係る繰越計算書につきまして、御説明いたします。御手元にお配りしております議案書の繰越計算書の主な内容といたしましては、令和5年2月に契約締結いたしましたペDESTリアンデッキの延伸、エレベーターや階段設置などの交通広場整備工事の完了払い分となります。また、合わせまして、A街区に残存した地下構造物撤去工事の完了払い分となっております。都市整備部所管は以上でございます。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。報告第5号から報告第7号までにつきましては、取手市の出資法人である文化事業団、健康福祉医療事業団、農業公社につきまして、それぞれ昨年度の決算報告書及び今年度の事業計画を報告するもので、冒頭で市長が提案理由の説明として申し述べたとおりでございます。なお、先ほど、市長の説明の中で、こちらの法人名につきまして、社団法人と申し上げた部分がありました。こちらにつきましては、いずれも財団法人の誤りでございます。訂正しておわび申し上げます。よろしくお願いたします。

以上で、令和5年第2回取手市議会定例会に提案させていただきます各議案のオンライン説明を終了させていただきます。改めて、各議案につきまして御審議いただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。